令和７年４月１日～

あさくらっこ応援ギフト（妊婦支援給付金）のご案内

令和7年4月１日から子ども・子育て支援法の改正により、「妊婦のための支援給付」制度が開始しました。
妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目的として出産・育児等の見通しを立てるための面談や、情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ、「妊婦等包括相談支援事業」と合わせて出産育児関連用品の購入費や、子育て支援サービスに係る経費等に役立てていただけるよう経済的支援を一体的に行います。
これまでのあさくらっこ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）はあさくらっこ応援ギフト（妊婦支援給付金）に変わります。

支給の対象

妊婦給付認定を受けた方

１回目　妊娠届出時（5万円）

①令和7年4月１日以降に妊娠届出、妊婦給付認定の申請をし、保健師等の面談を受けた妊婦

②令和7年3月31日までに妊娠届出をし、出産応援給付金を申請していない妊婦

2回目　出産後（胎児の数×5万円）

〇令和7年4月１日以降に出産し、赤ちゃん訪問を受け、胎児の数の届出をした産婦

※胎児心拍確認後の流産・人工妊娠中絶・死産、お子様を亡くされた方も対象となります。

支給方法

申請（届出）書に記載された妊産婦名義の口座への振込み
（妊産婦以外の口座への振込みはできません。）

流産・死産等を経験した方・お子様を亡くされた方へ

令和7年4月１日以降に流産・死産・人工妊娠中絶等をされた方、出産後すぐにお子様を亡くされた方も申請ができます。また、妊娠届出をする前に流産等をされた方も申請ができます。その場合は、医師が胎児心拍を確認した診断書等で妊娠の事実を確認させていただくことがあります。

問い合わせ先

あさくらっこ応援ギフト（妊婦支援給付金）について　　子ども未来課 0946-28-7568
妊娠・出産・子どもの健康のことについて
「こども家庭センターあさくらっこ」 0946-22-1112